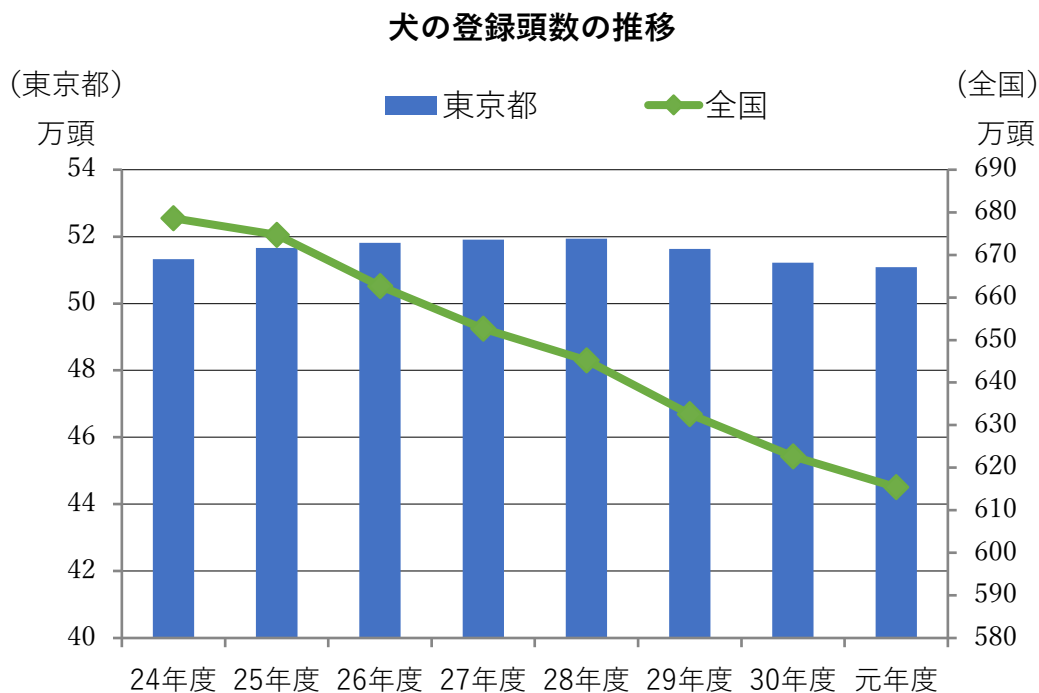


第3 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く現状

1 犬・猫の飼育状況等

犬の飼養頭数

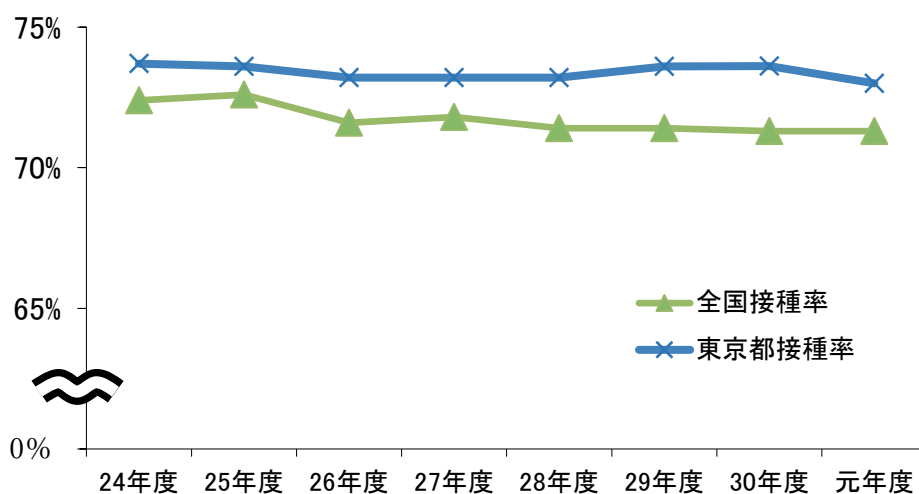
- 令和元年度における都内の犬の登録頭数は約 51 万頭で、近年横ばいで推移しています。
- 都が平成 29 年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査（以下「平成 29 年度飼育実態調査」という。）では、犬の登録率は 94.7%となっています。この登録率と実際の犬の登録頭数から、都内における犬の個体数は約 55 万頭であり、そのうち未登録の状態で飼育されている犬は約 3 万頭と推定されます。



狂犬病予防注射接種率とこう傷事故の発生状況

- 令和元年度の狂犬病予防注射接種率は、全国で 71.3%、東京都では 73.0%であり、横ばいで推移しています。
- 都内において、未登録の状態で飼育されている犬は約 3 万頭と推定されることから、実際の接種率はさらに低いと考えられます。
- 令和元年度における犬によるこう傷事故の発生件数は 376 件であり、近年 300 件を上回って推移しています。

犬の狂犬病予防注射接種率の推移



猫の飼養頭数

- 平成 29 年度飼育実態調査によると、飼育猫の個体数は約 107 万頭（屋内飼育が約 92 万頭、屋外飼育が約 15 万頭）、飼い主のいない猫の個体数は約 10 万頭と推定されます。
- 飼い猫の不妊去勢手術の実施率は、メス 92.0%、オス 88.8%であり、平成 23 年度と同調査のメス 86.3%、オス 85.0%と比較して、それぞれ増加しています。

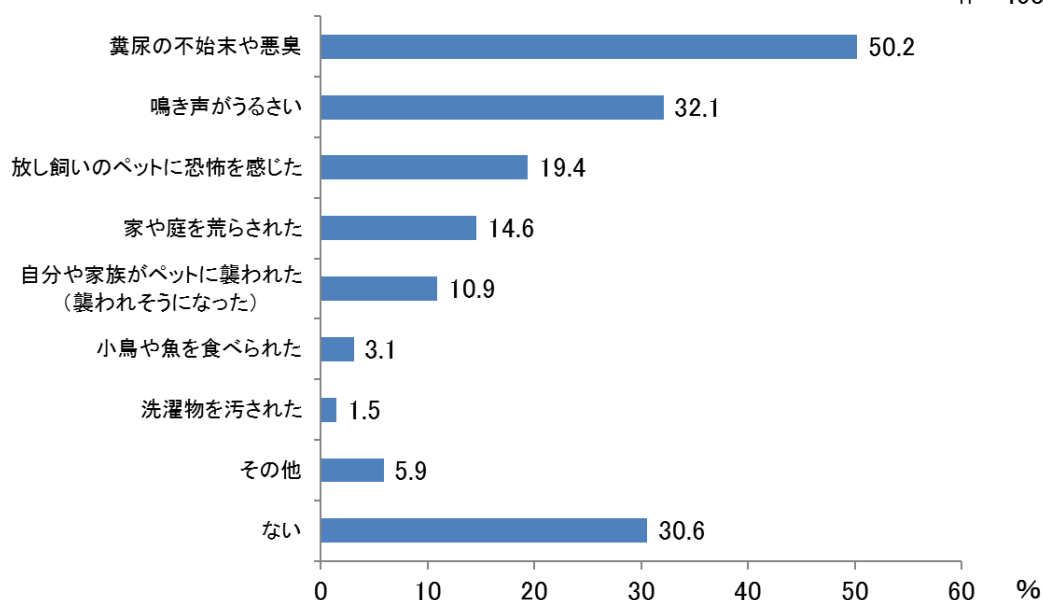
動物に関する苦情

- 動物に関する苦情件数は、平成 24 年度以降、1 万件前後で推移していましたが、令和元年度には 7,881 件まで減少しています。
- 平成 29 年度都政モニターアンケートによると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約 7 割に上っています。

都政モニターアンケート結果（抜粋）

あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。
次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

n = 458



犬・猫へのマイクロチップ装着率

- 平成 29 年度飼育実態調査によると、飼い犬にマイクロチップを装着している飼い主は 31.8%であり、平成 23 年度の同調査の 11.7%から増加しています。
- 同じく、飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主は、平成 29 年度は 9.9%であり、平成 23 年度の 3.5%から増加しています。

多頭飼育問題への対応

- 🐕 動物の多頭飼育に起因する苦情・相談への対応は、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応しています。
- 🐕 平成 29 年度及び 30 年度に都と区市町村で把握した多頭飼育に関する 122 の問題事例のうち、62 事例が行政指導等により改善、25 事例が継続指導中、7 事例が廃業、28 事例が経過観察等となっています。
- 🐕 飼養者の内訳は一般家庭が約 8 割、動物取扱業者が約 2 割であり、中には、一度は動物を手放したものの再発が懸念される事例や、飼養者に対して福祉部門の介入が求められる事例、飼養者に面会を拒否され、適正飼養の指導が困難など解決に長期間を要する事例もあります。

動物の遺棄・虐待の防止

- 🐕 動物の虐待等の疑い事例を探知した場合、警察が行う調査への協力・助言を行うとともに、動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、ポスターを活用して区市町村、警察、都立公園等の関係機関と連携した啓発に取り組んでいます。

動物愛護推進員

- 🐕 都は、地域において動物愛護や適正飼養の普及啓発等の活動に取り組むボランティアである動物愛護推進員を、令和 2 年 11 月時点で約 300 名の都民の方々に委嘱しています。
- 🐕 動物愛護推進員は、地域における動物愛護活動の中心的な役割が期待されており、飼い主からの適正飼養の相談対応や、飼い主のいない猫対策への協力、自治体が開催するイベントへの協力など、それぞれの得意分野で自主的に活動しています。

2 動物の捕獲・収容・引取数及び返還・譲渡・致死処分数の推移

動物の捕獲・収容、引取り

都における犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計（総取扱数）は、令和元年度は784頭であり、平成24年度の3,604頭と比べ、78.2%減少しています。

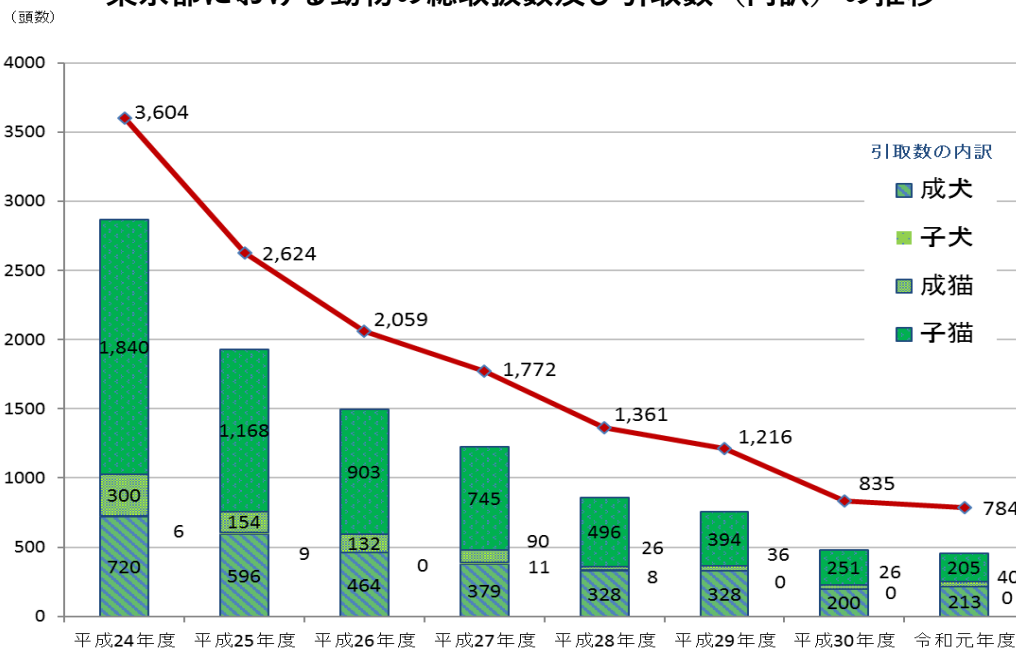
特に、子猫については、令和元年度の引取数は205頭であり、平成24年度の1,840頭と比べ89.4%減少しています。

東京都における動物の捕獲・収容・引取数の内訳（令和元年度）





	犬			猫			その他
	成犬	子犬		成猫	子猫		
犬の捕獲・収容	36	36	0				
引取り	所有者	63	63	0	50	40	10
	拾得者	150	150	0	195	0	195
負傷動物収容	12	12	0	275	246	29	3
総取扱数	261	261	0	520	286	234	3

（単位：頭）

東京都における動物の総取扱数及び引取数（内訳）の推移



動物の返還・譲渡・致死処分

-  都内で捕獲・収容又は引き取られた犬猫等のうち、令和元年度に飼い主に返還された頭数は、犬 116 頭、猫 20 頭であり、新たな飼い主や都の譲渡事業に協力している登録譲渡団体への譲渡数は、犬 139 頭、猫 209 頭です。
-  令和元年度の返還・譲渡率は、犬 97.7%、猫 44.0%であり、平成 24 年度における犬 79.4%、猫 17.1%と比べ、犬は 18.3 ポイント、猫は 26.9 ポイントそれぞれ増加しています。
-  令和元年度の致死処分数は、犬 16 頭、猫 292 頭、その他 0 頭、合計 308 頭であり、平成 24 年度の犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭、合計 2,404 頭と比べ、全体で 87.2% 減少しています。
-  都は、致死処分数の内訳を、「①苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの」「②引取・収容後に死亡したもの」「③ ①②以外の致死処分」の三つに分類しています。そのうち、「③ ①②以外の致死処分」を「殺処分」としており、平成 30 年度に初めて動物の殺処分ゼロを達成し、令和元年度も継続しています。

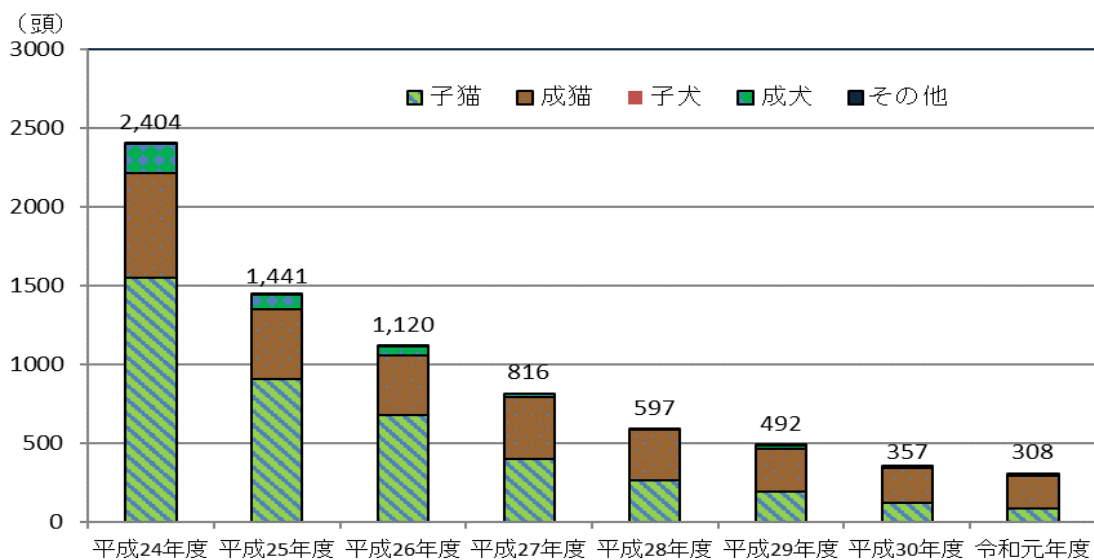
東京都における犬猫の返還・譲渡状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
返還数 (頭)	犬	403	385	280	236	207	191	120	116
	猫	27	22	21	18	21	24	22	20
譲渡数 (頭)	犬	341	332	284	234	229	217	118	139
	猫	428	388	390	482	320	287	200	209
返還・ 譲渡率*	犬	79.4%	84.8%	94.8%	96.3%	100.2%	95.8%	91.2%	97.7%
	猫	17.1%	23.1%	28.2%	39.0%	36.9%	39.7%	38.7%	44.0%

(単位：頭、%)

- * 当該年度の返還・譲渡数の合計を総取扱数で除した割合
前年度からの繰入れや翌年度への繰越しのため、100%を上回る場合がある。

東京都における致死処分数の推移



	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
成犬	186	88	61	24	11	19	15	16
子犬	0	0	0	0	0	0	0	0
成猫	663	443	376	389	320	273	219	207
子猫	1,549	909	679	403	266	196	123	85
その他	6	1	4	0	0	4	0	0
計	2,404	1,441	1,120	816	597	492	357	308

(単位：頭)

東京都における致死処分数の内訳 (令和元年度)

	犬	猫	その他*2
① 動物福祉等*1の観点から行ったもの	12	126	0
② 引取・収容後死亡したもの	4	166	0
③ ①②以外の致死処分	0	0	0
合計	16	292	0

(単位：頭)

*1 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって
 成育が極めて困難と判断される場合

*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる